

府政防第 519 号
消 防 災 第 66 号
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(調査・企画担当)

消防庁国民保護・防災部防災課長

「避難勧告等に関するガイドライン」の改定について（通知・依頼）

平素より、防災行政の推進に御尽力を頂き、厚く御礼申し上げます。

中央防災会議防災対策実行会議「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」においてとりまとめられた報告について、事務連絡「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」の周知について」（平成 30 年 12 月 26 日）により、貴職を通じて市町村に周知していただいたところですが、当該報告等を踏まえ、本日、「避難勧告等に関するガイドライン」の一部改定を行いました。

貴職におかれましては、貴都道府県関係部局及び管内市町村へ周知するとともに、特に下記の事項について、本改定を踏まえた適切な対応がとられるよう、必要な支援等を行っていただきますようお願いいたします。

また、ガイドライン改定の内容について、今後、説明会を開催することなどを予定しており、詳細が決まりましたら追って連絡いたします。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

- (1) 次期出水期（6 月頃）から、災害発生のおそれの高まりに応じてとるべき行動を直感的に理解できるよう、警戒レベルを用いて避難勧告等を伝達
- (2) 実際に災害が発生しているとの情報は、住民の命を守るための行動に極めて有益であるため、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で「【警戒レベル 5】災害発生情報」を発令
- (3) (1)、(2)について住民への積極的な広報を実施。その際、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解を促進

<問合せ先>

- 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付
磯部参事官補佐、宮下主査
TEL：03-3501-5693 FAX：03-3501-5693
- 消防庁国民保護・防災部防災課
外圍災害対策官、和田係長
TEL：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535